

ASAHI NEWS

令和3年3月10日
第132号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 3月の主な予定 ■■■

税務・会計

- 令和2年分 所得税の確定申告期限:4月15日
- 令和2年分 贈与税の申告期限:4月15日
- 令和2年分 消費税(個人)の確定申告期限:4月15日

経営・経済

- 3月12日: 法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 3月17日: 貿易統計発表(財務省)
- 3月19日: 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 3月25日: EU首脳会議(26日まで)
- 3月25日: 米・第4四半期GDP確定値発表(商務省)
- 3月30日: 有効求人倍率発表(厚労省)
- 3月31日: 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「所得金額調整控除」と「基礎控除」

現在、令和2年分の所得税の確定申告の申告期間(※1)が始まっておりますが、令和2年分より「所得金額調整控除」の創設と、「基礎控除」の見直しがされております。そこで、今月号では「所得金額調整控除」と「基礎控除」についてご説明いたします。

※1 令和2年分の所得税の確定申告期限は、令和3年4月15日まで延長されております。



所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、子育て世帯や介護世帯の税負担が増加しないよう、給与所得の金額から一定の金額を控除するという制度です。

1. 子供・特別障害者を有する者等

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次に該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額から「**【給与等の収入金額(1,000万円を限度) - 850万円】 × 10%**」が控除されます。

【該当者】

- 本人が特別障害者に該当するもの
- 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
- 特別障害者である同一生計配偶者を有するもの
- 特別障害者である扶養親族を有するもの

➤ この「所得金額調整控除」は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、**その夫婦双方が、所得金額調整控除の適用を受けることができます。**



2. 給与所得と年金所得の双方を有する者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得の金額から次の金額が控除されます。

【控除額】

(① 給与所得控除後の給与等の金額(※) + ② 公的年金等に係る雑所得の金額(※)) - 10万円
(※) ①、②ともに10万円を上限とする

〈注〉上記の「子ども・特別障害者を有する者等」の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の給与所得の金額から控除します。

基礎控除

基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	48万円(43万円)
2,400万円超2,450万円以下	32万円(29万円)
2,450万円超2,500万円以下	16万円(15万円)
2,500万円超	0円(0円)



(カッコ書きの金額: 個人住民税の基礎控除額)

所得拡大促進税制(中小企業者向け)の見直し・延長

新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えのため、雇用増加による所得拡大を本税制の要件に反映するよう適用要件の一部見直し・簡素化が行われる見込みです。

所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制とは、従業員の給与等を一定の要件で増加させた場合、法人税から一定額を税額控除できる制度です。**役員の特典関係者や使用人兼務役員に対する給与や賞与は除かれます**ので、従業員の方の給与・賞与の増加が必要となります。

		現行制度	改正案
摘要要件	①	継続雇用者給与等支給額※1が前年度比1.5%以上増加	雇用者給与等支給額※2が前年度比1.5%以上増加(注1)
	②	雇用者給与等支給額が前年度以上	
税額控除	雇用者給与等支給額の増加額の15%の税額控除		
上乗せ要件	①	継続雇用者給与等支給額※1が前年度比2.5%以上増加	雇用者給与等支給額※2が前年度比2.5%以上増加
	②	以下いずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること 	
上乗せ税額控除	雇用者給与等支給額の増加額の25%の税額控除		
控除上限	法人税額の20%		

※1 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者(前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者)に支払った給与等の総額。

※2 雇用者給与等支給額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額(役員等に支払った給与等は除く)。

給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について範囲が明確化されます。雇用調整助成金及びこれに類するものの額について、以下の通りとなります。

(注1) 適用要件の判定からは、控除しません。

(注2) 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額の増加額の計算上は、控除します。

(出典:経済産業省資料をもとに作成)

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

令和2年12月10日公表の令和3年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。